

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、翌日
に代わるときは、その翌日)

三百六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一四の一	昭和五十年八月一日

◆告示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理が

結核予防法による医療機関として申出の受理が

結核予防法による指定医療機関の指定

解除予定の保安林

鳥取県告示第七百二十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条规定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一四の一	昭和五十年八月一日
佐野薬局	米子市道笑町四丁目一七	昭和五十年八月一日
"	"	"

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条规定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百二十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

指定期月日	医療機関名	所在地
昭和五十年八月一日	医療法人 元町病院	境港市元町一八九四

鳥取県告示第七百二十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十年七月三十一日	医療法人 菊川病院	境港市元町一八九四

鳥取県告示第七百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

東伯郡三朝町大字中津字管ヶ谷九八〇(国有林。次の図に示す部分に

限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)